

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	解散の決議の認可（加工連）			根拠条項	第100条第5項（第91条第2項準用）				
審査基準	<p>第100条第5項により準用する第91条第3項により準用する第63条第2項及び漁協向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く）（平成25年5月制定）によることとする。</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 標準経由期間	2月 日	目次 No.